

## 第 8 回鹿児島市屋外広告物審議会 会議録（概要）

開催日時	平成 21 年 3 月 24 日（火） 13 時 30 分～15 時 10 分
開催場所	市役所東別館 9 階 特別中会議室
出席者	委員 12 人、事務局 6 人  （委員） 野田会長 平尾委員 津曲委員 米永委員 柳井谷委員 松永委員 四本委員 永田委員（日吉委員代理） 高木委員 田中眞委員 山本委員 成清委員  （事務局） 原口都市計画部長、堂園都市景観課長、東主幹、その他関係職員
会議の概要	<p>1 開 会</p> <p>事務局</p> <p>本日の出席委員は、17 人中 12 人で過半数を超えており、鹿児島市屋外広告物審議会規則第 3 条第 2 項に基づき、審議会は成立しているとの報告を行った。</p> <p>委員の交代で新しく委員となった正委員、四本委員、成清委員の紹介をした。</p> <p>2 会長選出</p> <p>2 会長選出について</p> <p>(1) 会長選出</p> <p>鹿児島市屋外広告物審議会規則第 2 条第 1 項「審議会に会長を置き、委員の互選により定める。」の規定に基づき会長の選出を事務局より依頼した。</p> <p>委員全員の合意により野田委員が会長に選出された。</p> <p>会長から、委員の方々へ挨拶が行われた。</p> <p>(2) 会長代理選出</p> <p>鹿児島市屋外広告物審議会規則第 2 条第 3 項「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。」の規定に基づき会長が、古川委員を会長代理に指名された。</p> <p>会長</p> <p>第 8 回鹿児島市屋外広告物審議会を開催する。本日の会議録署名は、柳井谷委員と松永委員にお願いしたい。</p> <p>柳井谷委員・松永委員</p> <p>了承</p> <p>会長</p> <p>当審議会には、傍聴に関する規定がない。事務局、傍聴希望者があるか。</p>

	<p>事務局 傍聴希望者はないが、報道機関の取材希望が1社ある。</p> <p>会長 本日の審議会の傍聴を認めてもよろしいか。</p> <p>委員一同 異議なし</p> <p>会長 報道機関の傍聴を許可。</p>
<p>3 報告</p>	<p>3 報告 「鹿児島市屋外広告物条例の一部改正」について 都市計画部長より、講習会に係わる講習手数料2200円を新たに定め、平成21年度に本市が開催する屋外広告物講習会から徴収することを説明し、質問をいただいた。質疑の概要は次のとおり。</p> <p>委員 今までは、県だけが取っていたのか。</p> <p>事務局 県と市で講習会を交互開催しており、県は平成20年度から講習手数料を徴収している。平成21年度に本市が講習会を開催するため、県と同額の講習手数料を新たに徴収することとした。</p> <p>委員 講習手数料2200円に対応できるか。</p> <p>事務局 九州管内は2000円から2200円の範囲で徴収しており、これまでの状況から出席者を50数名とみており、講習会開催に係わる経費に充てるとしても、2200円に対応できる。</p>
<p>4 意見聴取</p>	<p>4 意見聴取 都市景観課長が「市景観計画・景観条例の概要」及び「景観に配慮した屋外広告物のあり方の進め方について」説明を行い、質問をいただいた。質疑の概要は次のとおり。</p>

会長

市の検討事項に限らず意見を聴きたいということか。また、改正に当たっても意見を伺うとのことか。事務局で挙げている6つの検討事項については、事務局による例示か。

事務局

調査すると新たな課題もあると思うが、現時点で考えているものである。

会長

まず、検討事項1から順に審議していくこととする。

検討事項1のLED広告は、景観面というより安全面の問題が大きいように思う。

委員

検討事項1のLED広告の事例で出されている場所はどこか。

事務局

場所を説明。

委員

LEDを利用した広告物は最近多いのか。

委員

確かに増えている。国からの助成もある。神奈川県では、かなり厳しい規制があり、実質的には禁止されている。一番の問題は、交差点についてどのようにして信号から外させるのかである。

事務局

設置場所によっては、信号がわかりにくい。

委員

信号のあるところを狙って設置している。

委員

今までのネオンサインと比べるとどうなのか。

委員

基本的には情報をたくさん使える。ネオンサインは点滅するだけである。今後、技術の進展とともに、もっとすごいものが出てくる可能性はある。

事務局

LEDはテレビと同じようなもので、画面が変わっていく。情報量も多く、光度（輝度）も強い。基準が無いことからどうして行くかということである。

委員

今は自由に付けられるのか。

事務局

LED広告物についての特別な基準はなく、一般の広告物と同様の基準とし、照明広告として手数料をとっている。

委員

天文館では気にはならないが、明るいのがあちらこちらできるとどうかと思う。

委員

一度設置すると取り外させるのは、なかなかむずかしい。取り付ける前に規制すべきである。

事務局

設置する場所がどこかということが問題だと考える。

委員

22年度に条例を改正して、いま設置してある広告物についてはどうするのか。

事務局

新たに許可をするものに対して適用される。現在ある広告物については、3年後の更新時に新しい基準に適合してもらうこととなる。

委員

京都市の条例を参考にした方がいい。経過期間を何年とるか、例えば3年後には撤去してもらうとか、京都市はかなり厳しいものである。同様の条例とした方が景観を考えるといい。

事務局

実態を把握し、規制だけでなく誘導するためにどうして行くか、市の運用体制等も考えて対応したい。

会長

検討事項2の公共団体の広告物について審議したい。実情として結構あるのか。

委員

公共団体の広告物といっても、ほとんどがのぼり旗である。交通安全月間には、のぼり旗をガードレールにくくり付けている。これは条例違反である。県審議会においても問題となっている。のぼり旗を敷地内に納めるぐらいの対応をしないと、「ざる法」になる恐れがある。

委員

現在、公共団体の広告物は規制から外れているのか。

事務局

現在の基準の説明。

委員

のぼり等は該当しないということか。

事務局

道路上には許可しないため、道路のガードレールにくくりつけるのは違反である。

委員

「納税」の時期に設置する看板は、許可を取って設置しているが、一般からみると、税務署もしているではないかということになる。

事務局

ピッチが5 mピッチと決まっているが、2 ~ 3 mののぼり旗も見受けられる。

委員

キャンペーンを行うに当たって、民間の場合は許可されないのか。

事務局

許可されない。

委員

無届で設置している状況である。

委員

景観という観点からいくと、公共団体だけでなく民間も含めて調査しないのか。

事務局

来年度の調査において、類型空間毎に、市内全域の一部ではあるが調査する。

委員

今後、公共団体の広告物は実態を調査し、あり方を検討することとなるのか。

事務局

実態について調査するとともに、基準のあり方だけでなく、いろいろな部署もあるので、公共団体等の意識啓発も必要となる。

委員

民間と公共の規制を分ける必要があるのか。地方自治体の公共広告物については、市民への周知を目的とすることから、現状で何が公共広告物として掲出されているかをリストアップし、それが、のぼり旗でないと駄目なのかを検討する必要があると思う。

会長

次に、検討事項3のアーケード広告物について審議したい。

委員

国の緩和の通知等も出ていることから、基準を緩和するという考えか。

事務局

国の緩和の動きがある。それによると、NPO等が屋外広告物の広告料の一部を、道路管理費に充てるなどの例がある。

委員

現状がよくないということか。

事務局

アーケード内の広告物は、面積1㎡以下としているため、今のものは面積要件にあっていない。もう少し緩和して、管理については、通り会、商店街などで管理すれば、屋外広告物の規制に対して有効的に働くのではないかと思う。

委員

アーケードの建設に当たっては建築許可を受けている。その時、広告物を付ける場合は何㎡以内という規格があると思う。これは横断幕の寸法が許可として妥当と考えたものであると思う。また、アーケードの建設・維持には費用が必要である。どれくらいの寸法がいいのか、今後の問題点である。

委員

アーケード内は時期によって、正月や七夕にはのぼりがある。あれはいいのではないかと思う。また、中心市街地活性化の関係もあるので、ある程度緩和してもいい部分があるのではないかと感じる。

事務局

緩和する部分と規制する部分とのしくみをつくる必要がある。商業系のところを規制するのはどうかと思う。ひとつのルールを作ることにより、中心市街地を活発にしてもらう仕組みをつくる必要があると思う。

委員

天文館は鹿児島顔であるので、活性化になるように留意して進めていただきたい。

委員

アーケードについては、大きいものは安全面も考慮に入れて進めていただきたい。

会長

検討事項4の景観計画の眺望確保範囲における屋外広告物の高さについて審議したい。内容が分かりづらいため、再度説明をお願いしたい。

事務局

概念図で説明。

委員

広告物でも高さを超えるのは、景観的に言えば良くないと思う。問題となる場所で、実際に景観計画で定めた高さを超えて掲出されたものはあるか。

事務局

ないが、今後でてくる可能性があるため、景観計画と屋外広告物条例とを調整しなければならない。そのための屋上広告物の高さの見直しをしたいと考えている。

委員

前に、審議会で放送局の広告物の問題もあったように覚えているが。放送局はどうか。

事務局

現在地が、禁止展望広告物等の範囲内であるため、屋上にはロゴマークも掲出していない。

会長

検討事項5の都市計画区域外、市街化調整区域、白地地域に掲出される広告について審議したい。

この地域は、規制はどうなっているのか。

事務局

商業地域に次いで規制が緩やかな地域となっているため、特に幹線道路沿いについては、広告物が乱立している。例えば本市の市街地への入口には乱立している状況が見られ、大きな広告物もある。それをどうするかである。

委員

基準は大きさだけか。

事務局

現在の第一種制限地域の基準の説明。

委員

たとえば、どのような規制が考えられるか。

事務局

面積要件を厳しくするとか、高さ制限を設けるとか、色彩をどのようにするかというものもある。前に、指宿の入口の国道添いではたくさんの広告物が乱立していたが、地元の皆さんでまとめていただいた事例がある。また、幹線道路によっては、禁止地域ということも考えられる。これは屋外広告物の広告主を含めた企業の協力が必要となる。

委員

海外の事例はどうか。

事務局

屋外広告物は、ヨーロッパについては、あまり見受けられないようだが、アジアでは多いように感じる。アジア系では、雑多に掲示している。

会長

検討事項6の交通機関車体広告のあり方について審議したい。確かに、いろいろな色彩の広告のバスが走っている。これは景観をやはり阻害しているのか。

事務局

全てが阻害しているとは思わないが、一部に見られる。景観を阻害したものがだんだん増えているように思う。

委員

交通局でやっているかもしれないが、市はデザイン審査をしていないのか。

事務局

たぶん、交通局には機関はなく、担当課係で審査している。

委員

他都市では、デザイン審査で合格したものを掲出している。熊本でラッピングバスが問題となった事例がある。そのときは、福祉団体の助成金のためのものであり、デザインをチェックする必要がないことから起こった問題である。市もデザインをチェックできる機関をつくる必要があるのではないか。

事務局

それをどうするかと考えている。景観については、それぞれの考えがあると思う。一概にはいえないが、最近では列車までラッピングの恐れがある。

委員

公共機関にとっても、貴重な財源となるが。

事務局

貴重な財源となっているので、禁止ではなくルールをつくることを考えている。

委員

ルールをつくるのは、そぐわないのではないかと思う。例えば単純に色彩の規制などはどうかと思う。いいデザインを規制することになりかねない。決定権を持つデザインを検討する委員会をつくる必要がある。デザインがどうであるかが問題である。デザインの質を高める必要がある。

委員

そのような意見もあったので事務局は検討する際はよろしく願います。デザインは好みもあり難しい。

事務局

公営だけでなく民営も含めどうするかである。

委員

バスの車体広告、路面電車については、議論になったことがあると聞いており、先進都市のデザイン審査プロセスなどの事例収集をすれば、いい結論がでるのでは。

路面電車は、綺麗な軌道敷緑化の上を走るのに、「あれではね」と言われている。賛同の得られるものを、来年度の調査の結果をふまえて作っていただきたい。

会長

他に全般的に議論する点や、検討事項に追加するなど何かないか。

委員

今日の説明では、視点場によるLEDなどの規制があったが、ゾーニングによるものは触れていないのか。

事務局

今までの規制は、用途と連動した制限、面積要件によるものであった。今回は景観に一步踏み込んで、ゾーンとして考える必要がある。メリハリをつけるゾーニングが必要。商業地は自由に、住宅地は規制するなど、メリハリをつけていきたい。

委員

甲突川の両側の規制もある。ゾーニングとして、いままでと異なる規制を考える必要があると思う。

事務局

個別の規制もあるのでゾーニングを含め検討していく。

委員

他都市の調査はどのようにして、102都市選んだのか。

事務局

47都道府県、17政令都市、38中核市を対象としている。

委員

先進地として他都市をよく調査してみてもどうか。

事務局

京都市は厳しいものを導入している。そういうところが、本市に馴染むのかを含めて検討していく。

委員

今後、市民意識調査をすると思うが、広告物の受け手によって意識が異なると思うが、検討項目をどのようにするのか。

事務局

詳細項目は、決めていない。市民とは別に、業界や商工会にも個別に意見を聴いていきたい。受ける側の市民を含め、メリハリのないような形で意見聴取していく。

委員

規制については、理解が必要だと思うが、調査する段階でも意見を聞く方法もあるのではないかと思う。

事務局

アンケートを行う時期の問題もある。一般的な質問でアンケートをとる方法と具体的な質問でとる方法もある。具体でないとわかりにくいものもあると思う。段階を踏んで意見をいただき、必要な範囲をしていきたいと思う。

パブリックコメントの場合、誰でも意見が言える。景観計画の時でも、130ぐらいの意見があり、その中で採用したのもたくさんある。今回の場合も、このような形も必要だと思う。

委員

屋上広告物は建ぺい率、容積率の対象か。

事務局

工作物としての屋上広告物は、建ぺい率、容積率の算定の対象外である。

袖つき看板や、建物の搭屋、壁面と色々なものがあり、個別の規制は屋外広告物条例で行っている。

委員

条例が適用されるため、撤去しなければならないことに対する損害賠償といったものがあるのか。

委員

新しい規制において壊しなさいとなると、損害賠償の対象となることがある。

委員

景観計画でY R系は彩度4までOKとなっているが、他の色と違うのはなぜか。

事務局

実態調査をして定めたものである。現状の色の大半がこの基準の範囲におさまるため、この彩度の基準としている。

委員

広告は景観を阻害するような話もあるが、良い広告は、まちの活性化につながり、文化度を高めていくこともあるため、このことを念頭に入れて今後の作業を進めて欲しい。

会長

他に質問等があるか。特になければ、今回の案件について本審議会は答申をしないが、当局は、平成21年度に行う実態調査で、本日の審議会の意見を参考にしながら調査し、方向性を検討するよう要望する。また、条例改正へ向けて作業を進めていく状況を当審議会へ報告しながら進めることを要望する。

事務局

本日の審議会の意見を参考にしながら、平成21年度に屋外広告物の実態調査を行うこととする。また、調査結果がまとまった段階で報告を行うこととする。

5 閉 会